

令和3年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(厚生労働省3(Ⅲ-1-2))

*厚生労働省では、基本目標>施策大目標>施策目標を設定して、政策を実施しています。

<p>施策目標名(政策体系上の位置付け)</p>	<p>最低賃金引上げに向けた中小企業・小規模事業者への支援をすること(施策目標Ⅲ-1-2) 基本目標Ⅲ:働く人が安心して安全で快適に働くことができる環境を整備すること 施策大目標1:労働条件の確保・改善を図ること</p>	<p>担当 部局名</p>	<p>労働基準局賃金課</p>	<p>作成責任者名</p>	<p>賃金課長 大塚 弘満</p>
<p>施策の概要</p>	<p>○ 経済財政運営と改革の基本方針2020(令和2年7月17日閣議決定)において、新型コロナウイルス感染症により中小企業・小規模事業者が置かれている厳しい状況を考慮しつつ、賃上げしやすい環境整備に不断に取り組み、最低賃金がより早期に全国加重平均1000円となることを目指すとの方針を堅持することとされている。</p> <p>○ 生産性向上に資する設備投資(機械設備、POSシステム等の導入)等を行い、事業場内で最も低い賃金(事業場内最低賃金)を一定額以上引き上げた中小企業・小規模事業者に対して、その設備投資等に要した費用の一部を助成している(業務改善助成金)。</p>				
<p>施策実現のための背景・課題</p>	<p>1 我が国経済はデフレ脱却への道筋を進んでいるが、平成29年3月、総理を議長に産業界と労働界のトップが構成員となった働き方改革実現会議で決定された「働き方改革実行計画」における課題として、政労使が一体となって働き方改革を進め、生産性向上の成果を働く人に分配することで、賃金の上昇、需要の拡大を通じた成長を図る「成長と分配の好循環」が構築されること、また、「経済の好循環をさらに確実にすることにより、総雇用者所得を増加させていく」とされている。こうした認識の下、「働き方改革実行計画」等において、最低賃金の引上げや最低賃金引上げに向けた生産性向上等のための支援を図ることとしている。</p> <p>[最低賃金の全国加重平均額の推移] 平成25年度:764円(+15円)、平成26年度:780円(+16円)、平成27年度:798円(+18円)、平成28年度:823円(+25円)、平成29年度:848円(+25円)、平成30年度:874円(+26円)、令和元年度:901円(+27円)、令和2年度:902円(+1円)</p> <p>このような中で、最低賃金引上げに向けて、中小企業・小規模事業者の生産性向上支援などの賃上げしやすい環境整備に積極的に取り組む必要があるため。</p>				
<p>各課題に対応した達成目標</p>	<p>達成目標/課題との対応関係</p>			<p>達成目標の設定理由</p>	
	<p>目標1 (課題1)</p>	<p>中小企業・小規模事業者の生産性向上のための支援策を実施する。</p>		<p>最低賃金の引上げを図るためには、最低賃金引上げの影響が大きい中小企業・小規模事業者の生産性を向上させる必要があるため。</p>	

達成目標1について

測定指標(アウトカム、アウトプット) ※数字に○を付した指標は主要な指標	基準値	基準年度	目標値	目標年度	年度ごとの目標値					測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠
					年度ごとの実績値					
					平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	
<p>①</p>	<p>業務改善助成金の支給決定件数(アウトプット)</p>	<p>343件</p>	<p>平成27年度</p>	<p>900件</p>	<p>令和3年度</p>	<p>700件</p>	<p>900件</p>	<p>900件</p>	<p>900件</p>	<p>業務改善助成金の支給決定件数により、生産性向上に資する設備投資などを行い、事業場内最低賃金の引上げが図られた事業場の数を測ることができるため指標として選定した。目標値は、過去の実績から設定した。 (参考)平成27年度実績:343件、平成28年度実績:433件</p>
<p>2</p>	<p>卸売業・小売業の業務改善助成金の支給決定件数(アウトプット)</p>	<p>90件</p>	<p>平成27年度</p>	<p>306件</p>	<p>令和3年度</p>	<p>260件</p>	<p>297件</p>	<p>318件</p>	<p>306件</p>	<p>260件</p>
	<p>宿泊業・飲食サービス業の業務改善助成金の支給決定件数(アウトプット)</p>	<p>49件</p>	<p>平成27年度</p>	<p>181件</p>	<p>令和3年度</p>	<p>124件</p>	<p>169件</p>	<p>202件</p>	<p>172件</p>	<p>124件</p>
	<p>サービス業(他に分類されないもの)の業務改善助成金の支給決定件数(アウトプット)</p>	<p>4件</p>	<p>平成27年度</p>	<p>117件</p>	<p>令和3年度</p>	<p>41件</p>	<p>63件</p>	<p>37件</p>	<p>59件</p>	<p>41件</p>
	<p>製造業の業務改善助成金の支給決定件数(アウトプット)</p>	<p>54件</p>	<p>平成27年度</p>	<p>101件</p>	<p>令和3年度</p>	<p>121件</p>	<p>161件</p>	<p>149件</p>	<p>155件</p>	<p>121件</p>
	<p>医療・福祉の業務改善助成金の支給決定件数(アウトプット)</p>	<p>44件</p>	<p>平成27年度</p>	<p>52件</p>	<p>令和3年度</p>	<p>37件</p>	<p>58件</p>	<p>42件</p>	<p>60件</p>	<p>37件</p>
	<p>生活関連サービス業・娯楽業の業務改善助成金の支給決定件数(アウトプット)</p>	<p>25件</p>	<p>平成27年度</p>	<p>49件</p>	<p>令和3年度</p>	<p>41件</p>	<p>56件</p>	<p>51件</p>	<p>53件</p>	<p>41件</p>
<p>3</p>	<p>業務改善助成金の支給を受けた事業場において、当該事業場の最低時間給以外の労働者について、賃金引上げを行った割合(アウトカム)</p>	<p>81%</p>	<p>平成27年度</p>	<p>70%</p>	<p>令和3年度</p>	<p>80%</p>	<p>70%</p>	<p>70%</p>	<p>70%</p>	<p>80%</p>
						<p>66%</p>	<p>58%</p>	<p>59%</p>	<p>70%</p>	<p>66%</p>

(参考指標)		平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度		
4	最低賃金特設サイト(最低賃金引き上げに向けた支援事業紹介ページ)閲覧数	-	-	5314pv			令和元年10月より最低賃金特設サイト内に最低賃金引き上げに向けた支援事業紹介ページを新設しているところ。本ページの閲覧数自体は、中小企業・小規模事業者の生産性向上の支援策の実施状況を把握する直接的な指標とはならないが、業務改善助成金の周知状況を定量的に把握することができるため、参考指標として選定した。	
5	最低賃金引き上げの影響を受けた産業別の労働者数の構成比率(推計)	産業計	100%	100%	100%	100%	<p>最低賃金引き上げの影響を受けた労働者数を業種別に把握することで、業務改善助成金の対象となりうる事業場の数が一定程度見込めるため、参考指標として選定した。</p> <p>出典：厚生労働省「賃金構造基本統計調査」(調査票情報を労働基準局にて独自集計)及び総務省・経済産業省「平成28年経済センサス活動調査」をもとに推計</p> <p>(注)</p> <p>1. 影響率とは、最低賃金額を改定した後に、賃金額が改定後の最低賃金額を下回ることとなる労働者の割合。</p> <p>2. 影響率の算定の基礎となる賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精皆勤手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。</p> <p>3. 最低賃金引き上げの影響を受ける者は、影響率×雇用者数で機械的に計算。(雇用者数は、「平成28年経済センサス活動調査」による。)</p> <p>4. 令和元年度は企業規模30人未満、その他の年度は企業規模100人未満で集計。</p>	
		卸売業、小売業	37.2%	33.0%	35.3%	34.0%		34.0%
		宿泊業、飲食サービス業	17.7%	18.8%	22.4%	19.1%		19.1%
		サービス業(他に分類されないもの)	5.9%	7.0%	4.1%	6.5%		6.5%
		製造業	17.3%	17.9%	16.5%	17.2%		17.2%
		医療、福祉	5.3%	6.4%	4.7%	6.7%		6.7%
生活関連サービス業、娯楽業	5.9%	6.2%	5.7%	5.9%	5.9%			
6	常用労働者の時間当たり所定内給与額の第1二十分位数(下位5%)	832円	852円	876円			<p>低賃金労働者の賃金上昇は必ずしも、業務改善助成金のみによる訳ではないため、測定指標とすることには馴染まないが、業務改善助成金は、中小企業・小規模事業者の生産性の向上させるとともに、事業場内最低賃金を引き上げること支援するものであり、ひいては、低賃金労働者の賃金の底上げに資すると考えられるため、常用労働者の時間当たり所定内給与額が全体の下位5%層の当該金額を参考指標として選定した。</p> <p>出典：厚生労働省「賃金構造基本統計調査」(調査票情報を労働基準局にて独自集計)</p>	

達成手段1		令和元年度 予算額 執行額	令和2年度 予算額 執行額	令和3年度 予算額	関連する 指標番号	達成手段の概要、施策目標達成への寄与の内容等	令和3年度行政事業レビュー事業番号
(1)	最低賃金引き上げに向けた中小企業・小規模事業者支援事業(平成23年度)	1,246百万円 397百万円	2,374百万円	2,566百万円	1	・業務改善助成事業 事業場内最低賃金と地域別最低賃金の差額が30円以内及び事業場規模30人以下の事業場を対象に、生産性向上のための設備導入等により、事業場内最低賃金を30円以上引き上げた事業者に対して、当該設備導入等の経費の一部を助成する。	

施策の予算額(千円)	令和元年度		令和2年度		令和3年度		政策評価実施予定 時期	平成30年度 令和4年度
	予算額	執行額	予算額	執行額	予算額	執行額		
	1,245,666		2,373,825					
施策の執行額(千円)	397,236							

施策に関する内閣の重要施策 (施政方針演説等のうち主なもの)	施政方針演説等の名称	年月日	関係部分(概要・記載箇所)
	○働き方改革実行計画		平成29年3月28日働き方改革実現会議決定
○経済財政運営と改革の基本方針2018		平成30年6月15日閣議決定	最低賃金については、年率3%程度を目途として、名目GDP成長率にも配慮しつつ引き上げていく。これにより、全国加重平均が1000円になることを目指す。 また、中小企業・小規模事業者が賃上げしやすい環境を整備するため、生活衛生業など最低賃金の引き上げによる影響が大きい業種を対象に、生産性や収益向上のための相談事業を実施するとともに、(以下略)
○経済財政運営と改革の基本方針2019		令和元年6月21日閣議決定	最低賃金については、この3年、年率3%程度を目途として引き上げられてきたことを踏まえ、景気や物価動向を見つつ、地域間格差にも配慮しながら、これらの取組とあわせて、より早期に全国加重平均が1000円になることを目指す。 あわせて、我が国の賃金水準が他の先進国との比較で低い水準に留まる理由の分析をはじめ、最低賃金の在り方について引き続き検討する。
○経済財政運営と改革の基本方針2020		令和2年7月17日閣議決定	経済の好循環継続の鍵となる賃上げに向け、日本経済全体の生産性の底上げや、取引関係の適正化など、賃上げしやすい環境整備に不断に取り組みつつ、最低賃金については、より早期に全国加重平均1000円になることを目指すとの方針を堅持する。他方、感染症による雇用・経済への影響は厳しい状況にあり、今は官民を挙げて雇用を守ることが最優先課題であることを踏まえ、今年度の最低賃金については、中小企業・小規模事業者が置かれている厳しい状況を考慮し、検討を進める。